

広報 おごおり



6月15日号
お知らせ版

新型コロナウイルスでお困りの人への食の支援 “まごころパック”で助け合い

就労継続支援(B型)風の丘の皆さん(関連記事3ページ)



今号の主な目次

新たな支援と感染防止対策を実施します…2 p
市からのお知らせ…6 p、くらしの情報…9 p
休日診療、相談、休館日…10 p

本紙は6月5日時点の情報で作成しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載している内容が変更となる場合があります。

新しい生活のために

～小郡市独自の支援と感染防止対策～

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、全国状況を見ると終息しているわけではありません。感染の再拡大を防ぎ、市民の暮らしを守るため、小郡市は引き続き市民生活の支援と感染防止対策を続けていきます。

今回は、市議会で6月1日に可決された補正予算の事業を中心に、今後の主な支援策と新型コロナウイルス感染防止対策についてお知らせします。

暮らしを守るために

●ひとり親家庭等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染拡大による経済的な影響を特に受けやすいひとり親家庭への支援として、5月の児童扶養手当の受給者に対し、対象児童1人当たり1万円を支給します(申請不要)。

対象 令和2年5月(3・4月分)の児童扶養手当受給者で、6月1日に小郡市に住民票がある人

問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

●生活にお困りの人への食の支援

「緊急小口資金」「総合支援資金」「住居確保給付金」の申請者に対し、資金が貸付・給付されるまでの暮らしを支援するため、障がい者就労継続支援事業所と連携して食材などの提供を行います。

★詳しくは3ページをご覧ください

●働く場を失った人などの短期雇用

新型コロナウイルス感染症の影響で働く場を失った人などを短期雇用します。

★詳しくは3ページをご覧ください

今だからこそつくろう！

「つながるまち小郡」

●市民活動の支援

暮らしや行動への制限は、市民活動・地域活動にも影響を与えています。地域の課題解決やつながりづくりのために活動する市民団体を支援するため、補助金を交付します。

★詳しくは4ページをご覧ください

まちの産業を守るために

●事業継続家賃支援金

県の協力要請を受けて休業や時間短縮営業をした事業者で、休業等期間中の家賃を負担した人に対し、事業継続を支援するための支援金を支給します。

★詳しくは5ページをご覧ください

感染を防ぐために

●災害避難所開設時の感染症対策

避難所での感染を防ぐため、検温器、消毒液などの衛生用品などを準備します。

★詳しくは5ページをご覧ください

子どもたちを守るために

●学童・保育園・幼稚園の感染防止対策

市内の学童保育所や私立保育園・幼稚園に対し、感染症対策にかかる人件費を支援します。

問 子ども育成課医療・手当係 ☎72-2111

保育所・幼稚園課保育支援係 ☎72-6666

●学校健診での感染防止対策

感染リスクを減らすため、健診用器具のレンタルを活用し、感染防止の徹底を図ります。

問 教務課教務係 ☎72-2111

●スクールカウンセラーの配置拡充

学校再開後の児童生徒の心をケアするため、小・中学校のカウンセリング体制を充実させます。

問 教務課教務係 ☎72-2111

●就学援助費の拡充

臨時休校中の保護者の負担軽減のため、就学援助費の受給者に対し、4・5月分の給食費相当額を支給します。

問 教務課教務係 ☎72-2111



生活にお困りの人への食の支援

☎福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111

表紙は、「まごころパック」の梱包作業を行う
就労継続支援(B型)風の丘の皆さんです

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金(下記参照)を申請した人に対し、食材やパンの引換券をセットにした「まごころパック」をお渡しします(既に貸付・給付を受けた人も対象です)。

「まごころパック」の内容は、地元産のお米、複数の障がい者福祉事業所が提供する野菜、麺類やパンの引換券です。暮らしにお困りの人への支援だけにとどまらず、地域が支え合う仕組みづくりにもつながります。

【緊急小口資金・総合支援資金】

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や休業などにより、生活資金でお悩みの人へ、無利子・無保証の貸付を行います。

【住居確保給付金】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで、住居を失ったり、失うおそれのある人へ、一定期間家賃相当額を給付します。

緊急小口資金・総合支援資金・住居確保給付金のお問い合わせは
小郡市社会福祉協議会(あすてらす1階) ☎73-1120

働く場を失った人などの短期雇用

☎人事法制課人事係(本館2階) ☎72-2111

福岡県が行う緊急短期雇用創出事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った人などを対象に、会計年度任用職員を募集します。

対象 市内在住者で、新型コロナウイルス感染症の影響により

- ・働く場を失った人または働く機会が減少した人
- ・就職内定を取り消された人
- ・家族の収入が減少し、新たに就労の必要が生じた人

職務内容

- ・新型コロナウイルス感染拡大に対応する業務などの事務補助
- ・市立小・中学校、保育所、幼稚園などにおける新型コロナウイルス感染予防のための消毒作業、比較的軽微な作業、その他業務の補助

募集人数 15人程度

任用期間

任用開始日～令和2年12月末までの最長6か月程度

※面接後、任用が決まった人から、任用開始日を調整

勤務時間 午前9時～午後5時

(休憩時間は午後0時15分～1時)

※配属先により異なる場合あり

勤務日数 週5日以内

※勤務日数などは面接時に相談

報酬 日額6,508円(7時間15分勤務の場合)

※勤務時間によって日額は異なります

手当等 期末手当(要件を満たした場合支給)、費用弁償(通勤費)

※勤務日数などに応じ、健康保険、厚生年金、雇用保険などに加入。公務災害に係る補償あり

休暇 年次有給休暇のほか夏季休暇等の特別休暇(無給休暇を含む)あり

申込方法 「緊急短期雇用申込票兼履歴書(写真貼付)1通を持参または郵送。申込者に対し、日程調整後、面接を行います。

※申込票は、人事法制課窓口、市ホームページ(ホーム▶市政情報▶人事・採用情報▶緊急短期雇用創出事業 会計年度任用職員(日額)を募集します)で取得できます

【郵送先】

〒838-0198 小郡市小郡255-1
小郡市役所人事法制課人事係
「緊急短期雇用申込」と朱書き

申込締切 7月17日(金)

※定員になり次第終了



市民活動の支援 ～市民提案型協働事業を追加募集します～

■ 申問 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係 (本館2階) ☎72-2111

「市民提案型協働事業」は、市と市民活動団体が協力して、地域の課題を解決する取組です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化を受けて、まちを元気にする事業を追加募集します。

募集件数
10事業
×
上限15万円

■ 募集する事業の例

困難な状況にある人を支援する取組

- ・ 外出自粛中も子育てについて相談できるオンライン座談会を開催
- ・ テイクアウト情報を集めたマップを作って市内の飲食店を応援

収束後のまちの活力になる取組

- ・ 入学式や卒業式など、大事なイベントが中止になった人のためにボランティアで記念写真を撮影
- ・ 子どもたちの学び・遊びの機会として、屋外の空きスペースを活用したキャンプイベント

いつもの暮らしを守る取組

- ・ これまでの市民活動を維持することで、まちの活力維持に貢献
- ・ 長年続けてきた見守りボランティアを継続するために、感染症対策を実施

その他にも、まちを元気にする取組を広く募集します

■ 補助対象

次の要件を全て満たす、市内に活動拠点を置く5人以上の団体が実施する事業

- ・ 主に小郡市内または小郡市民を対象としていること
- ・ 地域課題の解決につながる事
- ・ 行政と協働して実施することが妥当であること
- ・ 市民活動団体の特性や専門性を生かしていること

※活動実績は問いません。また、過去に採択された団体も提案できます

■ スケジュール

- | | |
|----------|---|
| ① 事前相談 | 提案を検討している人は、まずは事前相談にお越しくください (要申込、およそ1時間) |
| 実施期間 | 6月15日(月)～7月31日(金) |
| ② 書類提出 | 事前相談が済んだら、必要書類を提出してください |
| 申込期間 | 6月15日(月)～8月17日(月) |
| ③ 審査・決定 | 提出書類をもとに随時審査し、2週間を目途に結果を通知します |
| ④ 事業実施期間 | 採択日から令和3年3月31日(水)までが補助対象期間です |

※詳細は募集要領をご覧ください。募集要領は次の場所で取得できます

- ・ コミュニティ推進課窓口
- ・ 生涯学習センター
- ・ 各校区コミュニティセンター
- ・ 小郡市ボランティア情報センター(あすてらす内)
- ・ 市ホームページ
(ホーム▶くらし▶コミュニティ推進▶市民提案型協働事業)

小郡のまちを
元気にしよう!





(事業者向け)小郡市事業継続家賃支援金

☎商工・企業立地課商工観光係(南別館3階) ☎72-2111 ☎72-5050 ✉shoko@city.ogori.lg.jp

県からの協力要請を受けて、休業または時間短縮営業をした事業者の事業継続を支援するため、事業所や店舗などの家賃を支払った事業者に対し、支援金を支給します。

支援金の支給後、市内の感染拡大防止にご協力いただいた事業者として、市ホームページで紹介する予定です。

対象 市内に所在する常設の事業所、店舗などを営み、令和2年4月・5月に係る当該事業所、店舗などの土地または建物の家賃を支払った事業者

※詳しくは市ホームページ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶小郡市事業継続家賃支援金)をご覧ください

支給額 事業所、店舗ごとに1件10万円(1回限り)

支給時期・紹介 書類に不備がない場合、申請から2週間程度で指定口座に振り込みます

※市から支給決定通知書などは送付しません

申請方法 必要書類を郵送

【必要書類】

- ・申請書
 - ・賃貸借契約書の写し(確認事項：借主・貸主、契約期間、賃料、物件住所、用途など)
 - ・休業または時間短縮営業を行ったことがわかるもの(店舗貼り紙、SNS等周知、公共料金支払い明細など)
 - ・振込口座を確認できる書類(通帳の口座情報ページの写し)
- ※申請書は、市役所本館1階・市ホームページ(ホーム▶イベント・観光・産業▶商工業▶小郡市事業継続家賃支援金)で取得できます

【郵送先】 〒838-0198 小郡市小郡255-1

小郡市役所家賃支援金担当

申請締切 8月31日(月)必着

給付金を装った詐欺にご注意ください

災害避難所開設時の感染症対策

☎防災安全課防災係(本館2階) ☎72-2111

災害時に避難所内での新型コロナウイルスの感染防止を図るため、次のとおり感染症対策を実施します。

- ・受付時に検温や問診など(体調の確認)を行い、発熱・体調不良者の専用スペースを確保します
- ・避難者どうしの間隔を2m以上空けられるよう避難スペースを確保します
- ・定期的な換気を行います
- ・手指消毒や消毒液などを設置し、定期的に避難所内の消毒を行います

【避難所内でのお願い】

- ・必ずマスクを着用してください
- ・手洗い、うがいをこまめに行いましょう
- ・他の人と会話する時は十分な距離(2m以上)を保ちましょう
- ・使用したものは自ら消毒しましょう
- ・避難所へ避難される際には、マスク、体温計、飲食物などをご持参ください

○新型コロナウイルスの感染防止には、皆さん一人ひとりの協力が必要です



令和2年度の行政区長が決まりました

問 コミュニティ推進課コミュニティ推進係(本館2階) ☎72-2111

1

校区	行政区	氏名
小郡校区	東 町	江副 貞憲
	上 町	伊達 昭
	中 町	川口 正善
	下 町	秋山 富雄
	新 町	三根 隆
	駅前	野中 雅子
	開 1	廣瀬 渡
	開 2	川上 政親
	寺福童	福田 仁廣
	西福童	伴 大生*
	東福童	柴田 直美
	大 崎	田中 信佳
	小坂井1	児島 征毅
	小坂井2	井手 哲
大原校区	中央 1	藤門 宏
	中央 2	鈴木 惇司
	緑	上谷 繁之
	大板井1	川口 浩
	大板井2	田中 克幸
	大 保	福田 健

※代行者

校区	行政区	氏名
東野校区	大 原	森 勝則
	中学前	小井手 潔
	東 野	鴛海 雅尋
	大保原	稲田 光雄
	西 島	田中 弘
	三国校区	津 古
みに野団地		熊谷 三郎
横 隈		小川 喜光
力 武		福田 定義
新 島		武富 功
古 賀		堤 忠男
三 沢		藤吉 千秋
三国が丘1		田中 昭弘
三国が丘2		橋間 順平
美鈴の杜		須川 宗昌
希みが丘		山田 徳重
美鈴が丘	蓑田 和雄	
あすみ	岡田 哲	
立石校区	乙 隈	鶴田 巖雄
	干 潟	森山 義幸
	吹 上	ノ野 忠雄

校区	行政区	氏名
立石校区	立 石	田中 健治
	佐野古	福田 定幸
	下 鶴	平田 善春
	井 上	重松 正喜
	上岩田	藤戸 政範
	松 崎	重松 弘喜
	今 隈	松尾 福雄
	花 立	戸田 幸蔵
御原校区	下岩田	藤井 豊
	稲 吉	山田 武二
	二 夕	山田 則行
	二 森	大中 智利
	宝城北	田川 憲一
	古 飯	西岡 康彦
味坂校区	平 方	井手 博幸
	光 行	井上 三男
	八 坂	田中 正義
	上 西	井上 和夫
	下 西	鶴本 哲雄
	宝城南	早川 慎二
	赤 川	金子 邦博

国民健康保険被保険者証を郵送します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

2

8月1日から使用できる国民健康保険被保険者証を、特定記録郵便で郵送します。「特定記録郵便」は、郵便物の引受けを記録するサービスで、郵便ポストに投函されます(受領印の押印や署名の配達記録は行いません)。

※簡易書留をご希望の人は、7月6日(月)までに国保年金課へご連絡ください

配達期間 7月20日(月)~30日(木)

※期間中は、ご自宅の郵便ポストを確認してください

※期間中に順次配達します



国民健康保険税の納付書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

令和2年度の国民健康保険税(国保税)の納付書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身がほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

令和2年度国保税の税率(青太文字が今年度改正箇所)

算出方法	医療費分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①所得割 (前年所得-33万円)×税率	8.1%	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人当たり	25,500円	8,400円	10,000円
③平等割 1世帯当たり	27,000円	9,000円	8,000円
小計	A (①+②+③) 賦課限度額63万円	B (①+②+③) 賦課限度額19万円	C (①+②+③) 賦課限度額17万円
世帯の年税額=小計A+B+C			

●所得が少ない人に対する軽減対象世帯が拡大されます

国保税の均等割額・平等割額は、世帯の合計所得や人数に応じ、7割・5割・2割軽減されます。

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
7割	33万円	
5割	基礎控除(33万円)+28万円×被保険者数	基礎控除(33万円)+28万5千円×被保険者数
2割	基礎控除(33万円)+51万円×被保険者数	基礎控除(33万円)+52万円×被保険者数

※被保険者には、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。

しかし、軽減を受けるためには、世帯主と被保険者の所得を申告している必要があります。

※前年中に収入がなかった人でも「収入がない」ことを申告する必要があります。申告していない人に対し、6月中旬に「国民健康保険税に関する所得申告のお願い」を送付しますので、必ず申告してください

国保税の納付が難しい人へ

収入の減少で納付が難しい場合、納税の猶予や税の減免ができることがあります。納税通知書が届きましたら、ご相談ください。



固定資産税の減額措置制度をご存じですか？

住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事に伴う固定資産税(家屋)の減額措置について

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工をすると、その家屋の固定資産税が減額される場合があります。要件や申告方法は下表のとおりです。該当する人は、工事完了後**3か月以内**に申告をしてください。

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)	新築から10年以上経過した住宅(住居部分の割合が2分の1以上)で、 ①65歳以上②要介護認定または要支援認定を受けている③身体に障がいがある①～③いずれかの人が居住する家屋	平成20年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)。ただし、借家は除く
減額要件	工事後の住宅が現行の耐震基準に適合し、耐震改修工事の費用の合計が1戸あたり50万円を超えるもの	①工事費用(補助金などを除く)の合計が50万円超 ②改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下	窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事とあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事で、改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合するもの
減額内容	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 ^(※1) となった場合は3分の2	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり100㎡相当分まで) ※減額措置の適用は1戸につき1回のみ	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 ^(※1) となった場合は3分の2
必要書類	①申告書 ^(※2) ②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書 ③領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)	①申告書 ^(※2) ②納税義務者の住民票の写し ③居住者要件を確認できる書類の写し(介護保険の被保険者証、身体障害者手帳など) ④領収書、改修工事明細書の写し ⑤改修工事箇所の図面、改修内容が判別できる写真(改修前、改修後) ⑥補助金などの交付決定通知書の写し(該当する場合のみ)	①申告書 ^(※2) ②納税義務者の住民票の写し ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書 ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)

※耐震改修は、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。バリアフリー改修と省エネ改修は同時に適用できます

※1 認定長期優良住宅…長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準

(耐久性、可変性、維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けた住宅

※2 各種減額措置の固定資産税減額申告書は、窓口または市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)で取得できます

くらしの情報

市役所 ☎72-2111(代表)
☎73-4466

お知らせ

資産等報告書の

閲覧について

小郡市政倫理条例に基づき、市長、副市長、教育長、市議会議員の資産、地位または肩書き、前年の収入、税の納付状況などを記載した「資産等報告書」を閲覧できます。

閲覧期間

6月15日(月)から5年間
時間 平日午前8時30分
～午後5時

☎72・2111
☎72・2111
(本館2階)

☎72・2111
☎72・2111
(本館2階)

子ども食堂

「元気塾」が始まります

市内で子どもの居場所づくりに取り組む「元気塾」が、7月から子ども食堂をスタートします。食堂では、うどんやカレー、スパゲティを提供します。お気軽にご来店ください。

※マスクを着用して来店してください。

日時 毎週金曜

※初回は7月3日(金)

午後5時～9時(オーダー
ストップ午後8時)

※感染拡大防止のため、開催
日を延期する場合があります

※30食限定(先着順、申込不
要)

※元気塾(森田)

☎080・6426・0616
(午後3時～9時)

九州歴史資料館を

再開しました

休館中に野外展示(石棺や五輪塔)が増えました。展示とあわせてお楽しみください。※講座や土日祝日の古代体験は、当面の間お休みします

【展示紹介】

第一展示室

常設「歴史の宝石箱」、特集
展示「即位の大礼と福岡県」

第二・四展示室

企画展「きゆうおにとタイ
ムトラベル」

第三展示室

基礎資料展示

※展示見学の際は、マスクの
着用をお願いします

※入口で手指の消毒、チェツ
クシートの記入をお願いします

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

☎75・9575

夏季プール利用料金の

助成を休止します

今年から鳥栖市民プール、
くるめ市民流水プールの夏季
プール利用料金の助成を休止

します。ご理解のほどよろしく
お願いします。

☎75・2373
☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

☎75・2373

狩猟免許更新・取得の

お知らせ

免許更新(適性検査)

期日 7月2日(木)

申込締切 6月22日(月)

免許取得(試験)

期日 7月30日(木)

申込締切 7月15日(水)

共通事項

種類 第1種銃猟、第2種銃
猟、わな猟、網猟

会場 ピーポット甘木(朝倉
市甘木198-1)

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

☎0946・22・5342

1(陸上自衛隊小郡駐屯地
西側)

利用料金 (年額)4,000
円/1区画30㎡(年度途中
の場合は月割計算)

その他 駐車場・トイレ・給
水設備あり

※秋に草刈りなどの共同作業
を予定しています

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111

☎72・2111





母子健康手帳の交付

会場 関子育て世代包括支援センター(あすてらす)
☎72-6467

- [日 時] 月～金曜(祝日、あすてらす休館日を除く)
午前9時～11時30分、午後1時～4時30分
(15分程度)
- [内 容] 妊娠、出産、育児に関する制度の説明
- [持参品] 妊娠届出書(会場にも備付あり)、マイナンバーカードまたは通知カード(*2)と写真付きの本人確認できる書類(*1)
- ※1 本人が来られない場合はお問い合わせください
※2 記載事項に変更がある場合は、正しく記載事項が変更されている場合に限り利用可能



健診・相談・教室

会場 申岡健康課母子保健係(あすてらす) ☎72-6666

7月の乳幼児健診 通常の時間から変更して実施します

種 類	期 日	対 象
4か月児	7月7日(火)	対象者には 事前に通知 します
10か月児	7月8日(水)	
1歳6か月児	7月9日(木)、30日(木)	
3歳1か月児	7月15日(水)、29日(水)	

- [時 間] 詳細は個別通知でご案内します
[持参品] 母子健康手帳、バスタオル

育児・発育相談 7月9日(木)までに要申込

- 0歳～就学前の乳幼児とその保護者
- [日 時] 7月16日(木)／午前9時30分～10時30分
- [内 容] 身長・体重測定や育児相談
- [持参品] 母子健康手帳、バスタオル

離乳食教室 7月7日(火)までに要申込・先着6組

- 生後5か月～1歳の乳児とその家族対象
- [日 時] 7月14日(火)／午後1時15分～3時30分
(受付 午後1時～)
- [内 容] 離乳食についての講話、調理実習、
試食(保護者のみ)、個別相談、体重測定
- [持参品] 母子健康手帳、エプロン、三角巾、
ハンドタオル、おんぶひも、ミルクなど

ようこそ赤ちゃん教室 10日前までに要申込

- [第3回] 7月10日(金)／午後1時30分～2時30分
- [対 象] 妊婦さんとその家族
- [内 容] マタニティストレッチ
お産の経過について
おなかの赤ちゃんと話しよう(呼吸法)
- [持参品] 母子健康手帳、筆記用具
- [第4回] 7月17日(金)／午後1時30分～2時30分
- [対 象] 妊婦さんとその家族
- [内 容] 母乳育児について、新生児の特徴・扱い方
ハンドマッサージ(妊娠5か月以降の人)
- [持参品] 母子健康手帳、筆記用具、タオル



休日の当番医

月 日	医療機関(診療科)
6月	21日(日) [内科]丸山病院 [内科]小郡三井医師会 休日診療センター [内科・外科]嶋田病院
	28日(日) [内科]小郡三井医師会 休日診療センター [外科]神代病院 [内科・外科]嶋田病院
7月	5日(日) [内科]小郡三井医師会 休日診療センター [外科]神代病院 [内科・外科]嶋田病院
	12日(日) [内科]小郡三井医師会 休日診療センター [内科・外科]嶋田病院

医療機関名

丸山病院	山隈273-11	☎73-0011 ☎73-0014
小郡三井 医師会休日 診療センター	上岩田1246	☎72-5534 ☎73-1559
嶋田病院	小郡217-1	☎72-2236 ☎73-3313
神代病院	久留米市北野町 中川900-1	☎78-3177 ☎78-3918

夜間の小児救急

- 診療時間 午後7時～11時
久留米広域小児救急センター
[久留米市津福本町422
[聖マリア病院地域医療支援棟 1階]

小児救急医療電話相談

- 夜間、土日祝日の子どもの病気やけが
- 相談時間 午後7時～翌朝7時
※土曜は正午、日祝は午前7時から受付
- 相談電話
プッシュ回線 #8000
ダイヤル回線筑後地区 ☎37-6116



各種相談

市役所
☎72-2111(代表)

交通事故相談

防災安全課

損害賠償、示談、保険請求等交通事故に伴う問題
7月7日(火)・28日(火) 北別館2階第2研修室
21日(火) 南別館1階会議室
午前10時～午後4時
※日程は変更になる場合があります

行政相談

総務広報課

国が行う業務の苦情や要望・問合せ
7月6日(月)
午前10時～午後3時 北別館2階第2研修室

心配ごと相談

(弁護士無料法律相談) 要予約・先着6人

社会福祉協議会(あすてらす内) ☎73-1120[F]72-5694

相続、離婚、金銭トラブルなど法律問題について
弁護士が対応します。
7月9日(木)／午後1時～4時 社会福祉協議会
※7月2日(木)から電話受付

特設人権相談

要予約

人権・同和対策課

7月17日(金)／午後1時～3時
人権教育啓発センター2階第2小会議室

巡回介護相談

長寿支援課

介護や高齢者福祉サービス等に関する相談
◎受付時間 午前10時～正午
7月11日(土) おごおり情報プラザ(イオン小郡
ショッピングセンター内)
7月15日(水) ひまわり館東野

身体障がい者補聴器相談

福祉課

7月1日(水)／午後1時～2時 東別館1階

母子・父子・寡婦相談 子育て支援課☎72-7480

ひとり親家庭の悩み、児童の修学資金などの相談
◎月・火・水・金曜(祝日を除く)
第3日曜(第1水曜までに要予約)
午前9時～午後4時 あすてらす
匿名電話相談可 ☎72-7480(直通)

家庭児童相談室

子育て支援課☎72-7480

児童(0歳～18歳)に関する心配ごと相談
◎面談相談・電話相談
月～金曜(祝日を除く)
午前9時～午後4時30分 あすてらす
匿名電話相談可 ☎72-7480(直通)

教育相談

教務課

月～金曜(祝日除く)／午前9時～午後4時30分
◎面談相談
教育センター内教育相談室(二森435-1)
◎電話相談 ☎0120-73-7867
携帯電話からは☎0942-73-1480

高齢者総合相談 地域包括支援センター☎72-7551

高齢者に関する悩みや不安など
平日午前8時30分～午後5時 北別館1階

生活困窮者自立支援・家計改善相談

社会福祉協議会(あすてらす内) ☎73-1120

生活の心配ごとや家計の見直しなどの相談
平日／午前9時～午後5時 社会福祉協議会
最終火曜(要予約)／午後1時30分～4時 東別館

7月の休館日

あすてらす ☎72-6666 [F]72-6477	22水	古代体験館おごおり ☎75-7555 [F]75-2777	19日、20月
あすてらす内プレイルーム ☎72-6666 [F]72-6477	7火～9木、14火～16木 22水、29水、30木	ポピーの里あじさか館 ☎[F]73-3858	19日、23木(祝)、24金(祝) 31金
生涯学習センター ☎73-2084 [F]73-5222	19日	稲穂の里みはら館 ☎[F]72-9038	3金、19日、23木(祝) 24金(祝)
文化会館 ☎72-3737 [F]72-3828	29水	緑の里くろつち会館 ☎[F]73-2768	
図書館 ☎72-4319 [F]72-3501	6月、20月、29水	ひまわり館東野 ☎[F]75-7066	
人権教育啓発センター ☎[F]80-1080	12日	のぞみがおか生楽館 ☎[F]75-6607	19日、23木(祝)、24金(祝) 31金
体育館 ☎72-2111	15水	ふれあい館三国 ☎[F]75-3392	
運動公園 ☎75-2373 [F]75-2454	1水、8水、15水、16木 22水、29水	大原きぼうの森館 ☎[F]42-6710	
あすてらすサービスセンター ☎72-6666 [F]72-6477	4土、11土、18土、22水 25土	小郡交流センター ☎[F]72-2846	
みくにサービスセンター ☎[F]75-3392	4土、11土、18土、19日 23木(祝)、24金(祝)、25土、31金		

一部利用制限している施設があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

動く図書館「しらすぎ号」をご利用ください

「しらすぎ号」は、あなたのおうちの近くまで出かけていく移動図書館車です。市内の各ステーションを、週2回(木・金曜)2週間ごとに巡回しています。ぜひご利用ください。

利用には、図書館利用カードが必要です。事前に図書館カウンターでお申し込みください。

●問合せ先 図書館 ☎72-4319

約3000冊を収容! / Books are Coming!



移動図書館車しらすぎ号巡回予定表 令和2年7月～9月

コース(曜日)	駐 車 場 所	時 間	日 程
Aコース (隔週木曜)	ひまわり館 東野	10:20～10:50	7月9日・23日 8月6日・20日 9月3日・17日 ※味坂小・小郡小は、7月23日、 8月6日・20日運休です
	サンホーム 小郡	11:10～11:40	
	味坂小学校	13:15～13:40	
	池月苑	13:50～14:20	
	小郡市教育センター	14:30～15:00	
	小郡小学校	15:15～15:40	
Bコース (隔週木曜)	みくに野団地公民館	10:20～10:50	7月2日・16日・30日 8月27日 9月10日・24日
	城山保育園	11:10～11:30	
	立石小学校	13:15～13:40	
	美鈴の杜北中尾公園	14:00～14:30	
	美鈴が丘上田町公園横	14:40～15:00	
	のぞみが丘小学校	15:20～15:40	
Cコース (隔週金曜)	自衛隊大原宿舎	10:20～10:50	7月3日・17日・31日 8月14日・28日 9月11日・25日 ※三国小は、8月14日運休です
	本間病院	11:00～11:30	
	三国小学校	13:15～13:40	
	トライアル三国が丘駅東口店	13:50～14:20	
	聖和記念病院	14:30～15:00	
Dコース (隔週金曜)	小郡交流センター	10:20～10:50	7月10日・24日 8月7日・21日 9月4日・18日 ※東野小は、7月24日、 8月7日・21日運休です
	大崎保育所	11:05～11:30	
	東野小学校	13:20～13:50	
	三国幼稚園	14:05～14:45	
	丸山病院	15:10～15:40	
Eコース	御原小学校	13:15～13:40	7月7日・21日 8月4日・25日 9月8日・29日
Fコース	大原小学校	13:10～13:40	7月6日・20日 8月3日・24日 9月7日・23日

※新型コロナウイルスの感染拡大により運休する場合があります

※雨・風の強い日は、中止します

※下記□で囲んだ日は図書館の休館日です

※8月13日(木)は館内消毒のため休館します

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

発行

小郡市役所

〒838-1019

72-2111

73-4466

https://www.city.gogori.fukuoka.jp/

小郡市小郡255-1

編集

総務広報課 総務広報係

〒838-1019

72-2111

73-4466

https://www.city.gogori.fukuoka.jp/

小郡市小郡255-1

